

# 令和6年度 訪問看護相互研修実施要項

## 1. 目的

島根県内の病院や訪問看護ステーション等の看護師が、相互交流による研修を通じて相互の現状・課題や専門性を理解し、自施設での看護の質の向上を図る。

また、地域住民が住み慣れた地域で安心して在宅療養が継続できるよう地域包括ケアの実現に向けて、病院と訪問看護ステーション等の双方の看護の質の向上ならびに地域の看看連携の強化につながる機会とする。

## 2. 実施主体

公益社団法人島根県看護協会（島根県委託事業）

## 3. 対象

- (1) 訪問看護ステーション、看護小規模多機能事業所、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の看護師
- (2) 病院の看護師

## 4. 研修の種類と内容

### (1) 訪問看護ステーション等と病院の相互研修

【訪問看護ステーション等看護師が病院で研修】

- ① 病院における入院から退院までの在宅療養支援の取組み
- ② 医療的ケアについて、最新の知見や看護技術
- ③ 訪問看護ステーション等と病院の看看連携 等

【病院看護師が訪問看護ステーション等で研修】

- ① 訪問看護の役割と活動内容
- ② 在宅療養を支える体系的なサービス内容や他機関・多職種との連携
- ③ 病院と訪問看護ステーション等の看看連携 等

### (2) 訪問看護ステーション間の相互研修

- ・ 多様な医療ニーズに対するスキルや看護サービス、事業所運営等に対する学び合いによる双方のスキルアップ

## 5. 研修方法

- (1) 研修の受け入れをする機関（病院、訪問看護ステーション等）において、研修希望の看護師に現場研修を実施
- (2) 研修受入機関の募集・登録・公表期間：令和6年5月～6月
- (3) 研修受講の申込・研修受講期間：令和6年7月～令和7年2月
- (4) 研修日数：基本的に1人1～3日とし、研修生のニーズ等に合わせて柔軟に対応
- (5) 研修時間：8時30分～17時（開始・終了時間は、受け入れ機関と調整）
- (6) 研修場所：病院・訪問看護ステーション等

(7) 研修費用負担：受講者 無料

(8) 研修受入機関への支払い：

研修終了後、県看護協会より、1日あたり 11,000 円を支払う。

(内訳：指導料 10,300 円、資料代 700 円)

(注) 同日に2名を受け入れた場合は、1日分の指導料と2名分の資料代となる。

(9) 研修に関わる賠償責任保険加入等は、必要に応じ研修受講者または受講者の所属機関において行うものとする。

## 6. 研修の流れと提出書類

		内 容	様 式
受入機関 の募集・登録 公表	①	県看護協会は、研修受入機関の募集、登録をする	様式 1-1 様式 1-2
	②	県看護協会は、受入機関の情報を公表し、受講を案内する（受講対象機関あてに、機関情報を添えて案内）	受入機関 一覧
受講申込 ～ 研修受講	③	受講を希望する者は、事前に電話等で連絡をし、受入機関に研修の申し込みをする ※受講希望者（受講希望者の所属機関）が受入機関に直接連絡して研修場所や日時等を調整する	様式 2
	④	受講が決まれば、受講者（受講者の所属機関）は、県看護協会に報告（メールまたは FAX）する	様式 2
	⑤	研修を実施する	
報告 ～ 支払い	⑥	受入機関は、受講者の受け入れが終了した時点で、受入報告書、指導料に係る請求書を県看護協会に提出する	様式 3-1 様式 3-2
	⑦	受講者は研修後、速やかに（約 1 週間以内）、研修報告書を県看護協会に提出する	様式 4
	⑧	県看護協会は、受入機関に支払いをする	

(様式はすべてメール、FAX 可)

## 7. 問い合わせ先

島根県訪問看護支援センター（公益社団法人島根県看護協会）

住所：島根県松江市袖師町 7-11

TEL：0852-61-4331

FAX：0852-25-3157

E-mail：houkan@shimane-kango.or.jp